

Open Art Consortium 2nd Meeting

日時	1月14日 (月) 午後4時から6時								
場所	東京大学南研究棟 会議室 01-02								
参加者 (五十音順・ 新年会参加 者は除く)	会田寅次郎 様: 学生 岡田裕子 様: アーティスト 河内晋平 様: Studio仕組 職人 元学芸員 黄麗那 様: たけだ美術 篠原航 様: DMM スマートコントラクト開発部 柴山哲治 様: 株式会社AGホールディングズ代表取締役 田良島哲 様: 東京国立博物館 博物館情報課長 林保太 様: 文化庁文化経済・国際課課長補佐 藤井 Terri 様: Perrotin 水野祐 様: シティライツ法律事務所 弁護士 宮津大輔 様: コレクター								
登壇者	伊東謙介: 東京大学学際情報学府博士課程 施井泰平: スタートバーン株式会社 丹原健翔: アマトリウム株式会社								
記入者	伊東謙介 (参加者全員に対して2週間の編集可能期間を与えた上で公開)								
目次	<table> <tr> <td>組織運営に関する前回からの進捗報告</td><td>2</td></tr> <tr> <td>ブロックチェーン利用の10原則案の共有</td><td>2</td></tr> <tr> <td>基調発表:「文化政策の動向 -美術政策を中心に-」</td><td>3</td></tr> <tr> <td>新年会 (立食パーティー)</td><td>5</td></tr> </table>	組織運営に関する前回からの進捗報告	2	ブロックチェーン利用の10原則案の共有	2	基調発表:「文化政策の動向 -美術政策を中心に-」	3	新年会 (立食パーティー)	5
組織運営に関する前回からの進捗報告	2								
ブロックチェーン利用の10原則案の共有	2								
基調発表:「文化政策の動向 -美術政策を中心に-」	3								
新年会 (立食パーティー)	5								

組織運営に関する前回からの進捗報告

発表者
伊東 謙介

発表資料
https://docs.google.com/presentation/d/15ordxLIAtS2N2qKyLEh3ODB9LUTtDL8vWdP_dHov12U/edit?usp=sharing

ブロックチェーン利用の10原則案の共有

発表者
施井 泰平・丹原健翔

発表資料
https://docs.google.com/presentation/d/15ordxLIAtS2N2qKyLEh3ODB9LUTtDL8vWdP_dHov12U/edit?usp=sharing

質問・コメント

水野
全体的に違和感はないが、アーティストの視点はどこに入っているのか？創作活動が促進されるような設計をとするならば目的とするならば、作家目線でガイドラインを作ることも重要だろう。

施井
事業者を念頭にしていたが、創作者の視点も確かに必要だろう。

水野
AIの原則を元に行っているためこうなることは解るが、アートとブロックチェーンに切り込む以上、副題のような形でも良いのでアーティスト視点を盛り込むことには意義があるのではないだろうか？もちろんアーティストがブロックチェーン開発に携わらないことを前提とすればこの形式でも良いが...

岡田
アート関係の立場から発言する。石ころでもアートになる。何をアートにするかに応じて話が変わってくる。また人権などのモラルの問題を配慮すべきかもしれない。

丹原

ブロックチェーンに登録するアート作品の真贋性の問題に通ずるものがある。初回に話した通り、誰でも登録できるが、それを第三者により真贋性を確かめてもらうのと同様に、作品の存在意義みたいなものもそういった仕組みで解決することもできるのではないか。

施井

OECDのセキュリティガイドラインも適宜更新されているので、後からガイドラインを変更しても良いだろうが、ブロックチェーンの特性を考慮した上で今の時点で確定しておかねばならないものは何かを考えていく必要があるだろう。

水野

AIの開発原則に入っている事故があった時のトレーサビリティをどう考えるか。責任の原則と透明性という議論は分けて考えられてきたはずである。

基調発表:「文化政策の動向 -美術政策を中心に-」

発表者

林 保太 様

発表資料

https://drive.google.com/open?id=0B5EAc_Nm9INmWnpDcWxWSjlXcUpmUk1heU5Ndlo0Um1JY1ow

質問・コメント

水野

どの部署が京都に移転する予定なのか？

林

資料内の「新・文化庁の組織について」をご参照いただきたい。資料の青文字の部署が京都へ移転する予定となっている。つまり文化経済・国際課や著作権課は東京に残る。

藤井

メディアアートも発表にあった文化振興の対象に含まれるのだろうか？もしそうならば、メディアアートに「映画」は入っているのだろうか？

林

映画は文化庁において別枠の財政措置が施されており、今回の振興策とは別枠である。

歴史的にはむしろ映画振興担当の部署の方が古くから存在していた(国内における邦画シェアが22%に減少したという危機感から委員会が発足)が、美術振興の部署が存在していなかった。

水野

映画振興は内閣官房のイメージがあったのだが、文化庁にも相当する部署が存在するのか？

林

確かに最近映画の輸出に関心があるようで内閣官房にも担当がいるが、それ以前から文化庁には該当の部署が存在する。具体的には、芸術振興係という部署が映画を担当している。

加藤

省庁というと「いいこちゃん」な作品が評価されてしまうのではないか。政治性を含む作品をどのように評価すべきか、という議論はどの程度成されているのだろうか。

林

特にリーディングミュージアム構想においては、作品の評価は各美術館に委任することを想定している。これは文化庁メディア芸術祭からの教訓でもある。メディア芸術祭の場合には、文化庁が主催しているため政治性を含む作品の評価が憚られるという側面は確かに存在する。

伊東

文化「経済」戦略に力を入れようという最近の潮流はどのような背景から現れてきたのか？

林

背景は複合的だが、宮田文化庁長官が「文化」「観光」「経済」三輪の重要性を指摘していた点が大きいだろう。加えて、成長戦略としてのインバウンド需要への注目に伴い文化資源の活用にも焦点があたっている点や、経産省からの出向職員の存在も背景である。

伊東

発表にあった寄託された作品の相続減税について、今後対象を登録有形文化財以外にも拡げていこうという動きは存在するか？

林

登録有形文化財以外というよりも登録有形文化財の範囲そのものを広げる試みがこれまで行われてきた。過去登録有形文化財は建造物のみが対象だったが、2004年の法改正で美術工芸品も対象に含まれるようになった。しかし、現在に至るまで美術工芸品の登録有形文化財は14件しか無く、積極的に活動しているとは言えない状態である。この辺りの議論は田良島さんがお詳しいと思う。

田良島

まず背景として、登録有形文化財は対象を絞って手厚く保護する側面が強い重要文化財指定制度を補うべく、幅広い対象の緩やかな保護を意図して制定されたものである。

個人的に登録有形文化財制度は文化庁による施策の中でもかなり成功した部類だと感じているが、登録の動機は税制的な優遇よりも名誉の効果が大きいと考える。

そのため(登録有形文化財としての)美術工芸品に相続税の優遇措置を認めてもそれによって登録数が増えるかは疑問だし、さらに建造物よりも作品の所在や所有者の把握が難しいために税制優遇措置の運用も困難だろう。そのため私は、寄託する美術館・博物館のレベルを底上げして信頼の根拠を美術館に依拠させた方が良いと思う。確か今回の提案も元は登録有形文化財に対象を絞っていなかったが、財務省が幅を狭めたものと記憶している。

林

その通りで、元々は相続税優遇の対象となる作品は美術館が選定する想定だったが、残念ながらこの当初の案は通らなかった。

フランスの場合にはフランス博物館法というものが存在し、その法律のレギュレーションに通った美術館への寄贈には税制優遇が存在する。リーディングミュージアムの議論にも繋がるが、個人的には日本にも類似の制度が必要だと考えている。

登録有形文化財への優遇措置が意味する所は「美術品の質は文化庁が担保する」だが、その設計では運用に無理があるため、質の担保は美術館に委任する形式が望ましいと考えている。

田良島

私もそれに賛成だ。

柴山

個人的には美術品が減価償却の対象に含まれる点は需要喚起に多大な効果があると考えている。制度が始まってから既に4年が経っているので、マクロ経済にどれ程のインパクトがあったかを調査して発表すれば政策立案に大きな影響を及ぼせると思うがどうだろうか？

林

その通りだと思う一方、これまで調査を行う体制が出来ていなかった。寄贈する際の優遇策は他国にも良くあるが、実は減価償却を通じて作品の購入者を優遇する制度はあまり例が無く、その意味でも減価償却の法改正の効果分析には大きな意義があると思う。

新年会 (立食パーティー)

以上